

ふるさと納税について

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」
「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。
今回は、その「ふるさと納税」についてご説明させていただきます。

ふるさと納税の控除について

「納税」という言葉がついているふるさと納税ですが、実際には「寄附」になります。
一般的に自治体へ寄附を行った場合、確定申告によりその寄附金額の一部が、
所得税及び住民税より控除されます。
ふるさと納税では、原則として寄附した金額より、2,000円(自己負担分)を除いた全額が、
所得税及び住民税からの控除の対象となります。



ふるさと納税による控除額は、確定申告を行った際に下記の順で控除されます。

- ① 所得税からの控除・・・所得税率により 5%～45%
- ② 住民税(基本分)からの控除・・・10%
- ③ 住民税(特例分)からの控除・・・100% - 10% - 所得税率

ふるさと納税による減税効果には上限があり、税金ごとに次のように定められています。

- ① 所得税・・・総所得金額×40%
- ② 住民税(基本分)・・・総所得金額×30%
- ③ 住民税(特例分)・・・住民税所得税割額×20%

3つのうち、ふるさと納税の上限額としてもっとも低い基準になるのは、

③住民税(特例分)の「住民税所得割額×20%」であり、

これが一般的な「ふるさと納税の上限額」として扱われています。

※住民税所得割額とは、その年の所得に対しておおむね10%で計算される金額で、
均等割と一緒に翌年度の住民税として徴収されます。

ふるさと納税を限度額内で実施するには、その年の見込み所得や受けられそうな控除から
翌年度の住民税所得割額を予想することが必要になります。

控除を受けるには

ふるさと納税の控除を受けるためには、原則として確定申告が必要になります。
条件を満たす場合のみ、確定申告の必要がない「ワンストップ特例制度」を使うことが可能です。

⑤ 確定申告

ふるさと納税の申し込みを行い寄附が完了すると、寄附をした自治体より
寄附金額と受領日が記載された「寄附金受領証明書」が送られてきます。
確定申告の際に、上記書類を添付し申告を行うことで、控除が受けられます。
また、寄附ごとの「寄附金受領証明書」に代えて、「寄附金控除に関する証明書」という
特定事業者が発行する年間寄附額が記載された書類を添付することで、
ふるさと納税の申告を簡略化することが、令和3年の確定申告より可能になりました。

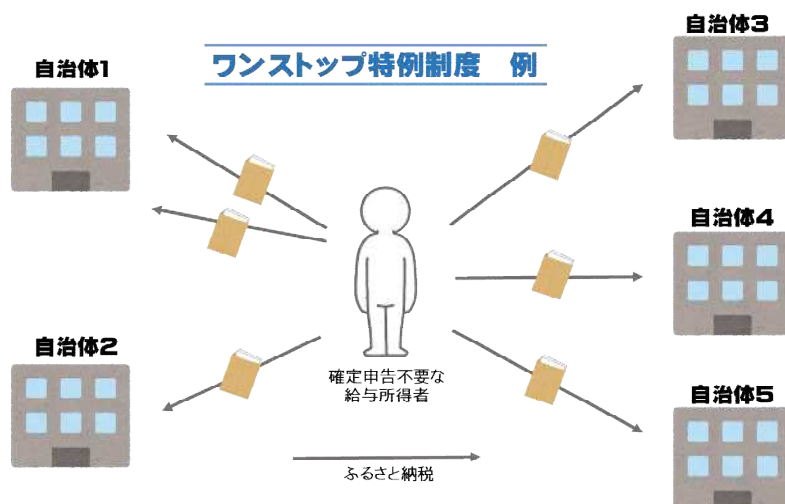
⑥ ワンストップ特例制度

- 確定申告が不要な給与所得者であること
- 医療費控除や初年度の住宅ローン控除を受ける必要がないこと
- ふるさと納税の寄附先が5自治体以内であること

以上がこの特例を利用できる条件になります。

この特例を利用する場合、所得税からの控除は行われず、住民税から控除が行われます。

特例の申請は、寄附した自治体に「特例申請書」と「本人確認書類」を提出する必要があります。
書類の提出は1度のみではなく、**寄附を行うごとに書類の提出を行う必要**があります。
同じ自治体への寄附を複数回行った場合、1自治体として数えますが、
都度、必要書類を提出し特例の申請をする必要があります。



※申請後に確定申告を行った場合、ワンストップ特例制度の申請は全て無効になります。

返礼品と一時所得

ふるさと納税の返礼品は**一時所得**に該当します。

一時所得の**特別控除は50万円**ありますので、その枠内であれば課税されません。

返礼品の金額としては、おおよそ寄附金額の3割のため、約167万円以上の寄附を行うと、一時所得の金額が50万円を超えてしまい、課税されてしまいます。

また、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などで利益が出ている場合、これらも一時所得となりますので、注意が必要になります。



2025年10月からはポイント付与が全面禁止に

総務省は、2025年10月から、ふるさと納税ポータルサイトを通じた寄附に伴うポイント付与を全面的に禁止すると発表しました。本改正によって、「楽天ふるさと納税」や「ふるさとチョイス」といった仲介サイトで行われていたポイント還元は終了します。

ふるさと納税を行う上でポイント還元は非常にお得な制度であったため、ポイ活をしている利用者にとっては少なからず影響が及ぶものと考えられます。

そのため、現行のポイント付与を最大限に活用できる2025年9月までにふるさと納税を申し込むのがコツのひとつとなります。

⑤ 制度改正の背景

総務省が今回の制度改正を行う理由として挙げているのは、「制度本来の目的への回帰」です。もともとふるさと納税は「生まれ育ったふるさとに貢献できる」を目的とした制度です。

しかし、現在は返礼品やポイント還元が注目されすぎてしまっています。また「ポイント還元競争が過熱」することにより、自治体にかかる負担が大きくなっていたことも指摘されています。以上のような背景から、ふるさと納税制度の改正が行われるようです。

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。